

第五四〇〇〇七〇四号

# 認定証

名古屋市中区栄一丁目二一番一七号

## つばめ自動車株式会社

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えている

ことを認定する

有効期間

令和五年九月一八日から

令和一〇年九月一七日まで

愛知県公安委員会

